

(動物の管理)	「所有者のいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように」を「繁殖の防止を伴わない多頭飼育等のように」に修正すべきである。	例示として明記することが必要であると考えています。	1
(動物の管理)	「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように…十分に留意する必要がある」箇所について、「野良猫などには適用しない」旨、注記すべきである。	野良猫などに対する恣意的な餌やり等については、かならずしも「いわゆる地域猫活動」ではない場合もあるため、追記の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「動物による害の増加」の「増加」を削除すべきである。	動物による害の増加等を引き起こすことがありますと想定しています。	1
(動物の管理)	「万人」を「他人」に修正すべきである。	「多くの人」を意味すること等から、修正は必要ないものと考えています。	1
(動物の管理)	万人に受け入れられることは不可能なので「万人に快く受け入れられるためには、」を「地域で円滑な関係を営むためには、」に変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	人が動物に抱く感情は多様であるため「万人に快く受け入れられるためには、」の「快く」を削除すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
(動物の管理)	「動物と社会との関わり」を「動物と地域社会との関わり」と修正すべきである。	必ずしも地域社会に限定されるものではないため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「その飼養及び保管(以下「飼養等」という。)を行うことが求められている。」を「その飼養・・を行う必要がある。」と修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「動物の所有者又は…努めなければならない。」を「(以下「所有者等」という。)は、加害者になり得るとともに、すべての国民が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による侵害を引き起こさないように努めなければならない。」と修正すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	1
(動物の管理)	加害者、被害者 という表現は不適切である。	基本的考え方を示すために、明確にすることは必要であると考えています。	1
(動物の管理)	「ややもすると」を「ややもすれば」と修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「すべての国民が」を「すべての人」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	6
(動物の管理)	最後に「そのために、国と地方公共団体は責任を持って国民を指導し、動物愛護精神とその周知徹底に努めなければならない。」と追加すべきである。	基本的考え方を示すものであり、行政の対応の方向性を示す部分ではないことから追加の必要はないものと考えています。	1
(合意形成)	全文を削除すべきである。	意味を明確にする必要があることから、削除の必要はないものと考えています。	1
(合意形成)	全文を以下のとおり修正すべきである。 「人が動物に対して抱く感情は千差万別であるが、全てを同等に受け入れなくてはならない。…動物に対してやさしい眼差しを向けることができないようでは、人の生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難であることを国民が合意したものとして進めていく。」	当該部分は、今後の合意形成について基本的考え方を明記したこと等から、修正の必要はないものと考えています。	2
(合意形成)	「例えば、…見受けられる」の全文を削除、もしくは文章内に「正当な理由」を列挙すべきである。	ご指摘の文に例示される行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物愛護管理法やその精神に抵触するものではないことを明確にするために、修正等は必要ないものと考えています。	1
(合意形成)	「正当な理由をもって適切に行われる」を「正当な理由をもち、かつ、最大限に苦痛を取り除いた上で適切に行われる。」に修正すべきである。	場合によっては、苦痛を最大限に取り除くことが、出来ないばあいがあること等から、修正の必要はないものと考えています。	2
(合意形成)	「家庭動物等の不妊去勢措置」を「愛護動物等」又は「犬及びねこ」と修正すべきである。	賛否両論が見受けられる行為の例示であることから、修正は必要ないものと考えています。	4
(合意形成)	「動物実験、畜産等における動物」の「動物実験」を削除すべきである。	動物を科学上の利用に供することは法律上認められています。	1
(合意形成)	動物実験や安楽殺処分についてもっと問題意識を持つべきである。	動物愛護の精神を広く普及・定着させるためには、必ずしも問題意識を持つことは必要ないものと考えています。	1
(合意形成)	「様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為」を削除すべきである。	文意を明確にする必要があること等から、例示として必要であると考えています。	1
(合意形成)	「外来生物の駆除」から「在来生物を擁護し、在来生物が繁殖を行うことのできる環境を提供していくこと」に修正すべきである。	「外来生物の駆除」を賛否両論が見受けられる行為の一つとして位置づけるものであることから、修正の必要はないものと考えています。	1
(合意形成)	「外来生物の駆除」を削除すべきである。	同上	1
(合意形成)	「安楽殺処分」を「致死処分」と修正すべきである。	意味を明確にする必要があることから、修正の必要はないものと考えています。	1
(合意形成)	「安楽殺処分」を「殺処分」と修正すべきである。	同上	1
(合意形成)	「その精神に抵触するものではないが、現実には」に「しかししながら、」を追記すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1

(合意形成)	「…現実には、適切に行われているとは言いがたく」を追加すべきである。	例示した行為に賛否両論が見受けられるのは、國民が動物に対して抱く意識及び感情が千差万別であることが主因と考えられるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(合意形成)	「このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。」を削除すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、削除の必要はないと考えています。	1
(合意形成)	「及び管理の考えは、」と、「國民全体の総意に基づき」の間に、「社会的マイノリティの憲法上の権利と自由を確保し、文化多様性条約を遵守した上で、」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
(合意形成)	「しかし、万人に…」以降の文章を「日頃から行政に声を届ける地域住民の意見も複合したかたちで、問題に対処し、双方の合意を得ながら解決を成していくことが必須である。」とすべきである。	同上	1
(合意形成)	「また、動物愛護の精神を広く普及し、」を「また、動物の命についてもその尊厳を守るという精神を広く普及し、」に変更すべきである。	同上	1
(合意形成)	「我々の身についた習いとして定着させるためには、」のあとに「他の動物愛護先進国との事例を取り入れ」を追加すべきである。	必ずしもご指摘の事例を取り入れる必要はないものと考えています。	1
(合意形成)	「わが國の風土」と「や社会の実情を踏まえた」の間に「・伝統」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
(合意形成)	「…、我が國の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、…」を「…、国内の現実、諸外国の実情を踏まえた上での動物の愛護及び管理の考え方をよく検討し」に修正すべきである。	同上	2
(合意形成)	「動物の愛護及び管理の考え方を」の後に「人間社会の利益だけを優位におかず動物の習性を十分に考慮した上で、」と追加すべきである。	同上	1
(合意形成)	「我が國の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を國民の合意の下に形成」を削除すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、削除の必要はないと考えています。	1
(合意形成)	最後に以下を追加すべきである。「一方で、世界に通用する生命科学上の知識や医療技術を開発し、またグローバル・スタンダードに適合した動物の飼育や展示を行うためには、国際的な動物の愛護及び管理の考え方の動向に配慮することが必要不可欠である。従って、国民的な合意を形成する際にも、それらの動向に関する知識を継続的かつ効果的に関係団体とともに情報交換していくことが望ましい」	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であること等から、必ずしも世界に通用する生命科学上の知識や医療技術を開発し、またグローバル・スタンダードに適合した動物の飼育や展示に関して普及する必要はないものと考えています。	1

194

## 第2 今後の施策展開の方向

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
全体	新たに「国及び地方公共団体は、食品衛生関係から動物保護局を独立させ、切り離すこと。」を追加すべきである。	組織については、各地方公共団体が地域の実情に合わせて判断されているものと考えています。なお、國における食品衛生関係は厚生労働省となっています。	1
全体	動物の愛護及び管理についての理念形成のため、学校教育の推進を位置づけるべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
1(1)	「進み難いものである」を「なくてはならない。」に修正すべきである。	ほぼ同様の文意であるため、修正の必要はないものと考えています。	1
1(1)	全文を削除すべき。	基本的視点を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	6
1(1)	「国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の推進」と修正すべきである。	ほぼ同様の文意であるため、修正の必要はないものと考えています。	1
1(1)	「学校、地域、家庭」の後に、「動物取扱業」を加えるべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	3
1(2)	全文を削除すべき。	基本的視点を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	7
1(2)	「…家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物」の後に、「動物取扱業等の動物、開業獣医師が所有又は仲介して扱う動物」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	4
1(2)	「原因と結果が複雑に絡み合った系をなしていることから、」を具体的にわかりやすく表現すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。なお、当該部分は基本的視点を示すものであるため、具体的な記述は必要ないものと考えています。	1
1(2)	「総合的かつ体系的に各種施策が取り組まれるように期間を限定しての施策作りができるだけ急がなければならぬ。」に変更すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
1(2)	「総合的かつ体系的に各種施策が」を「総合的かつ体系的に実行力のある各種施策が…」に変更すべきである。	同上	1
1(3)	全文を削除すべき。	基本的視点を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	6

1 (3)	「・・・すべての地方公共団体の関与の下に、・・・」を「・・・すべての地方公共団体の指導の下に、・・・」に修正すべきである。	指導に限定しない、幅広いかかわり方が必要であると考えています。 1
1 (3)	「国・地方公共団体等の行政機関」を「国・地方公共団体等の行政機関及び警察等の取り締まり機関」に修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。 2
1 (3)	ネットワークを作る関係者として「獣医学部のある大学」を追加すべきである。	同上 1
1 (3)	列記される関係者に「教育界、教育委員会等」を追加すべきである。	同上 1
1 (3)	列記される関係者に「警察、消防、福祉機関」を追加すべきである。	同上 1
1 (3)	「国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、調査研究機関等の・・・」に「学術研究団体」を追加するべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。 3
1 (3)	列記される関係者に「飼育者/利用者団体」を追加すべきである。	同上 1
1 (3)	関係者から「業界団体」を削除するとともに、「必要に応じて、業界団体等の意見を求めるなどを妨げるものではない。」とするべきである。	動物の愛護及び管理に関する施策の展開を図るために、一定程度の役割を担う団体を関係者として含むことが必要であると考えています。 7
1 (3)	関係者から「獣医师会」を削除するべきである。	同上 1
1 (3)	「動物の愛護及び管理に関する関係者」を「動物愛護及び管理に関するポータルサイトの構築、関係者のネットワーク」と修正し、「重層的な」を削除すべきである。	動物の愛護及び管理に関する施策の展開を図るためにには、必ずしもポータルサイトの構築は必要ではないと考えています。また、地域の実情等にあわせた施策を展開するためにも重層的なネットワークが必要であると考えています。 1
1 (3)	「また、警察・消防・教育及び福祉機関・動物愛護に关心を持つ国民の意見を聞き、検討すること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。 3
1 (3)	「…適切な役割分担の下に、…動物の愛護及び管理に関する…」を「…適切な共通理解の下、格差がないよう統一した業務を行い、特に犬猫動物に関しては動物の愛護及び管理に関する…」と修正すべきである。	必ずしも統一した業務は必要ないものと考えています。また、対象を犬及びねこに限定するものではないため、修正は必要ないものと考えています。 1
1 (3)	「調査研究機関等の適切な役割分担」を「調査研究機関等の適切な相互協力」と修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。 1
1 (3)	「ネットワーク」を「連携」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。 1
1 (3)	「地域のレベル」の「のレベル」を削除するか、「地域単位」であることを明確にすべきである。	ご指摘の趣旨は、文意から明確であるため修正の必要はないものと考えています。 1
1 (3)	「円滑かつ効率的な情報伝達に努め、行政主導の連携体制を確立することが、目標達成には必要である。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。 2
1 (3)	「犬猫動物保護強化の施策や飼養啓発の取り組みの共通概念がレベル的に画一するように目標を掲げ、環境省の施策と共に、全体的に行政も飼養者も取り組みが改善しなければならない。」を追加すべきである。	同上 1
1 (3)	「できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた」に「具体的な」を追加すべきである。	同上 1
1 (3)	「手段等については、各自治体での意見交流を定期的に実施して定めることが重要である。」と修正すべきである。	同上 1
1 (3)	地域猫の推進により、野良猫を減らすことが地域社会をよくし、住民同士のトラブルも少なくなるって猫も住みやすくなることを追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。 1
1 (4)	全文を削除すべき。	基本的視点を示すものであるため、明記する必要があると考えています。 6
1 (4)	「地域の実情を踏まえ」を削除すべき。	本指針は、各都道府県がこれに即して、動物愛護管理推進計画を定めることとなることから、地域の実情を踏まえることは必要であると考えています。 1
1 (4)	列記される関係者に「飼育者/利用者団体」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。 1
1 (4)	「特に犬猫に関して」及び「情報システム化を図り画像や情報を共有し地域格差無く基盤を整備していくこと」を追加すべきである。	当該部分は、犬及びねこに限定するものではないため、修正は必要ないものと考えています。なお、犬及びねこの再飼養支援に関しては、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。 1
1 (4)	「基幹的な拠点としての動物愛護施設等の」を「基幹的な拠点としての、たとえば欧米におけるシェルターを見習った施設の」と修正すべきである。	必ずしも欧米におけるシェルターを見習う必要はないものと考えています。 1
1 (4)	「動物愛護管理施設等の拡充」の後に、「施設等での適正飼養を行ふための衛生管理や整備及び管理体制の確立」を追加すべきである。	当該部分は、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るための基盤の整備に関する部分であるため、ご指摘の内容を追加する必要はないものと考えています。なお、ご指摘の趣旨は、告示「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」に盛り込まれています。 4
1 (4)	「調査研究の推進」の後に、「警察・消防・学校、高齢者福祉、福祉医療に係る機関等との情報交換等」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。必要に応じて、パンフレット等においてその考え方を出来る限り明確にしていくこととしています。 4

1 (4)	「引き取り動物のデータベース作成」を追加すべきである。	基本的視点を示すものであるため、個別施策の明記は必要ないものと考えています。	2
1 (4)	「動物愛護団体、業界団体等の育成支援、」を「動物愛護団体の育成、業界団体等の指導管理、」に変更すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
1 (4)	「動物愛護推進員等の委嘱に関しては、公募制とするなど制度の充実を図り、全都道府県、政令市ならびに中核市において委嘱を完了させる。」を追加すべきである。	基本的視点を示すものであるため、個別施策の明記は必要ないものと考えています。なお、委嘱の具体的な方法等については、各地方公共団体が地域の実情等に合わせて判断されているものです。後段のご指摘の趣旨については、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
1 (4)	「・・より一層の強化を図る必要がある。」の次に、「各自治体に於ける現況動物愛護管理施設の公表をネットワーク化し、自治体同士の啓発を図る。」を追加すべきである。	基本的視点を示すものであるため、個別施策の明記は必要ないものと考えています。	1
1 (4)	厳罰を盛り込むべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに法改正により措置されているものと考えています。	1
2	「平成29年度迄に」を「今後3ヵ年の間に普及させ、29年度にかけて諸問題を常に考慮するものとする。」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2	「平成24年度までに必ず実施することに」に修正すべきである。	本指針の目標とする期間は10年が適当であると考えています。なお、本指針は、関係機関等に対して施策の実施を義務付けるものではありません。	7
2	「平成29年度までに」を「平成25年度までに」に修正すべきである。	同上	1
2	「平成29年度までに」を「平成23年度までに」に修正すべきである。	同上	1
2	新たに、ネットオークションを主催する業者に対する、生体取扱の禁止規定の創設を加えるべきである。	ネットオークションを利用して生体を販売する業者の販売・輸送方法等を規制することにより改善することができるものであることから、現時点ではネットオークションを主催する業者自体に生体取扱いを禁止する必要はないものと考えています。 なお、ネットオークションを主催する業者については、業の登録は必要ないものの、今後とも法改正の内容等の周知等を図ることとしています。	1
2	新たに、処分動物の処分方法として、二酸化炭素の単独使用禁止、麻酔薬注射による致死の義務づけ等を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であるため、具体的な処分方法の選定について追加の必要はないものと考えています。なお、二酸化炭素には麻酔効果が認められていること等から、必ずしも単独使用を禁止する必要はないと考えています。	3
2	各自治体の殺処分に際しては、動物は命あるものであることを踏まえた、完全な安楽死を推進・徹底するべきである。	各自治体においては、動物愛護管理法に基づき定められた「動物の処分方法に関する指針」に基づき、地域の実情に合わせて適切に行われているものです。	3
2	新たに展示動物に関する項目を作成すべきである。	本指針の他の項目において、内容がカバーされていると考えています。	2
2	普及啓発、個体識別等の「推進」ではなく、「徹底等」にすべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であるため、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (1) ①	この箇所全体を削除すべきである。	動物愛護管理法上、普及啓発は位置づけられていること等から、明記する必要があると考えています。	2
2 (1) ①	「広く国民が、動物の飼養に関して正しい知識及び理解を持つことが重要である」に「動物を虐待したり遺棄するとのないようになるとともに」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	8
2 (1) ①	「動物の飼養に関して正しい知識及び理解を持つ」の後に「とともに動物の虐待や遺棄が犯罪であることを認識する」と追加すべきである。	同上	1
2 (1) ①	「広く国民が、動物の飼養に関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。」の次に、「ただし、命ある動物との触れ合いについてはそれ以前に、子供・大人にも夫々における動物の生理・習性・行動などについての知識を普及することが必要である。また、知識の普及の為の指導できる専門家の配備も考慮する。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (1) ①	「動物の飼養と法律に関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であるため、必ずしも「法律」を明示する必要はないものと考えています。	4
2 (1) ①	(合意形成)で動物の利用について合意形成の必要性が述べられているため「動物の利用」を「動物の飼養」の後ろに追加すべきである。	動物愛護管理法上、動物の愛護及び適正な飼養に関し普及啓発を図るよう位置づけられていること等から、修正の必要はないものと考えています。	1
2 (1) ①	「地方公共団体によって動物の愛護及び管理の普及啓発事業は行われてきている」の文章は處であるため全文を削除すべきである。	地方公共団体においては、動物愛護週間行事など種々の普及啓発活動を実施してきています。	6
2 (1) ①	「友愛等」を「動物に対する命の尊厳」に修正すべきである。	「友愛及び平和の情操」は生命尊重とともに動物愛護管理法に規定されています。	1
2 (1) ①	「特に子どもが心豊かに育つ上で」を「子供の豊かな感性を育てる上で」と修正すべきである。	文意はほぼ同じであることから、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (1) ①	動物にストレスを与えること等から「動物との触れ合い」を削除すべきである。	適切に実施される動物との触れ合いは、生命尊重等の面で重要と指摘されている現状から、削除の必要はないものと考えています。	6
2 (1) ①	「動物の適正な飼養の経験」を「動物の適正な飼養と動物の死に直面する経験をすること」に修正すべきである。	必ずしも、動物の死に直面する経験をすることが指摘されているとはいえないと考えています。	2